旭川市中間前金払要領

(趣旨)

第1 この要領は旭川市建設工事前金払要綱(平成13年4月1日旭契第6号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、当該要綱のうち中間前金払の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(中間前金払の支払要件)

- 第2 中間前金払を行おうとするときは、要綱第2条第1項に規定する工事が以下に掲げる各号の要件を満たしていなければならない。
 - (1) 前金払の支払が既に終了していること。
 - (2) 契約工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 前号の時期まで実施すべき工事がおおむね行われており、かつ、当該工事の進捗率が契約金額の2分の1以上であること。

(認定)

- 第3 要綱第3条第2項に規定する認定の方法は、以下に掲げるとおりとする。
- (1) 工事担当課長は、請負者から建設工事中間前金払認定申請書(様式1以下「申請書」という。)の提出があったときは、第2の要件を満たしているかについて調査を行い、支払要件を具備していると認められるときは、認定をするものとする。
- (2) 前号の認定の結果、申請書の提出があった日から起算して7日以内に中間前金払認定通知書(様式2)を申請者に交付するものとする。

(認定の方法)

第4 第2の(2)の認定は、工事工程表により行うことができるものとし、同(3)の認定は中間前金払認定請求書作成時における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5 部分払が認められる工事においては、中間前金払か部分払のどちらかを原則として 契約締結時に契約の相手方に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものと する。ただし、中間前金払を選択した場合でも各年度末の部分払に限ってはこれを行う ことができるものとする。

(債務負担行為等に係る取扱い)

第6 債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来形部分予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

(別紙1)

建設工事中間前金払認定申請書

工	특	F	名											
施	エ	場	所											
契	糸	勺	田	令和	年		月		日					
工	事	期	間	令和	年	月		日	から	令和	年	月	日	
契	約	金	額		金					円				
十 由	t on 'A	또 +JE \	10公里	工期の	2分の1	を経i	過し	てい	いる					
工事の進捗状況 出来形部分の進捗率は %で50%を超えてい							いる。							
添	付	書	類	工事旬	報(月報),	工具	事出	未高	高報告記	書等工事	の進捗状活	況を示	です資料	

上記の工事について、契約約款第34条第4項の規定に基づき中間前金払の認定を申請します。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

請負人 住 所

氏 名

課長	補佐	係 長	係

(別紙2-1)

建設工事中間前金払認定通知(伺)

エ	Į.	F	名											
施	エ	場	所											
契	糸	勺	田	令和	年		月	日						
エ	事	期	間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日		
契	約	金	額		金				円					
十 由	~ ~ X	生七上		工期の	工期の2分の1を経過している									
工事の進捗状況 出来形部分の進捗率は %で50%を超えてい								いる。						

令和 年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進 捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められ ることから建設工事中間前金払認定について契約課に通知する。

令和 年 月 日

契 約 課 長

課長

課長	補佐	係 長	係

(別紙2-2)

建設工事中間前金払認定結果通知(伺)

工	事	F	名										
施	エ	場	所										
契	糸	勺	田	令和	年	J.		日					
エ	事	期	間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
契	約	金	額		金				円				
┌╆	· 10 34	生+止、		工期の	工期の2分の1を経過している								
工事の進捗状況				出来形部分の進捗率は %で50%を超えている。									

令和 年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進 捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められ ることから建設工事中間前金払認定通知書を請負人に交付する。

令和 年 月 日

(宛先) 請負人

様

諺	長	補佐	係長	係

建設工事中間前金払認定通知書

エ	juli,	i i	名											
施	エ	場	所											
契	糸	勺	日	令和	年		月		目					
エ	事	期	間	令和	年	月		日	から	令和	年	月	日	
契	約	金	額		金					円				
工事	· 10 - 14	生土生、	10.4	工期の2分の1を経過している										
上	-v⊅ <u>↓</u>	三7少,	小 元	出来形容	部分の進	歩率に	す		0	 %で50%	を超えてい	いる。		

令和 年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定します。

令和 年 月 日

(宛先) 請負人

様

(別紙4-1)

建設工事中間前金払非認定結果通知(伺)

工事名										
施工場所										
契約日	令和	年	月		日					
工事期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
契約金額		金				円				

令和 年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進 捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備しているとは認めら れないことから、建設工事中間前金払非認定結果について契約課に通知する。

令和 年 月 日

契約課長

課長

課長	補佐	係 長	係

(別紙4-2)

建設工事中間前金払非認定結果通知(伺)

工事名										
施工場所										
契 約 日	令和	年	月		日					
工事期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
契約金額		金				円				

令和 年 月 日付けで申請のあった中間前金払の認定について、上記工事の進 捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備しているとは認めら れないことから、建設工事中間前金払非認定結果通知書を請負人に交付する。

令和 年 月 日

(宛先) 請負人

様

課長	補佐	係 長	係

(別紙5)

建設工事中間前金払非認定結果通知書

工事名										
施工場所										
契 約 日	令和	年	月		日					
工事期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
契約金額		金				円				

令和 年 月 日付けで申請のありました中間前金払の認定について、上記工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認められなかったので通知します。

令和 年 月 日

(宛先) 請負人

様